

「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

平成 17 年 11 月 17 日

あずさ監査法人
ストック・オプション等検討グループ

平成 17 年 10 月 19 日付で公表されました「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見をとりまとめましたので提出いたします。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇
公認会計士 前田 啓
公認会計士 轡田 留美子
公認会計士 倉田 知子
公認会計士 古市 昭雄

なお、このコメントに関するお問い合わせは、斎藤昇又は倉田知子までお願いします。

【ストック・オプション等に関する会計基準（案）】

1. 付与日に関して（基準第2項(7)）

ストック・オプションの「付与日」は、ストック・オプションが付与された日であると定義されているが、「付与された日」は何時と解すべきか、具体的な説明を加えていただきたい。会社法第245条によれば「（略）--割当日に--（中略）--新株予約権者となる」とされているが、付与日とは、この割当日を指すのか。それとも税制適格の要件となる契約書に記載された契約締結日となるのか、もしくはそれ以外の日であるのか、具体的な記載をお願いしたい。

2. 第3項

例えば、以下の事例が本会計基準の対象になるか、結論の背景で考え方を記載してはどうかと考える。

- (1) 新株予約権の譲渡により、結果としてストック・オプションと同じ経済的効果を得ることを目的とした取引

<前提>

- ・ 未公開会社で公開準備中である。
- ・ 会社がオーナー社長に新株予約権を発行する（有償で適正な時価）。
- ・ 当該オーナー社長は、当該新株予約権を従業員に同額で譲渡。

当該取引は、平成13年の商法改正前に、公開前の資本政策のインセンティブ・プランとして、分離型新株引受権付社債の新株予約権部分を譲渡する形式で行われており、このような取引を行うことにより、企業は本会計基準で想定する費用処理を回避でき、従業員も同様の経済的効果を得ることが可能と考える（新株予約権を購入する資金は必要で

あるが)。したがって、適用範囲については、複数の取引から構成されていても、同様の経済的効果を目的とした取引については本会計基準の対象とすべきと考えるので、その旨を記載することが望ましいと考える。

(2) 業績連動型の賞与制度で、計算根拠をストック・オプションと同様にする場合
この場合、賞与としての費用計上は必要であるが、通常は発生した期に賞与計上されることになると考える。従って、同じ経済効果を目的とした取引ではあるが、費用計上のタイミングが、ストック・オプション等に関する会計基準と異なることになるが、この点についても考え方を記載してはどうかと思われる。

3. 「取り消し」について(第12項なお書き)

新たなストック・オプションの付与と引換えに、ストック・オプションを取り消す場合について記載されているが、「取り消し」という概念を使うのであれば、その定義を明確にすべきである。

また、12項の「ストック・オプションを取り消す場合」という記述は、ストック・オプションの取消しが条件変更と実質的に同じ経済効果を持つ場合の会計処理の説明の一部であって、そもそもストック・オプションを取り消す場合の会計処理の説明がない。ストック・オプションを取り消す場合の会計処理について、権利確定日以前の会計処理、権利確定日後の会計処理について、追加的に記述するべきである。

4. 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する場合の取引の会計処理に関して(基準15項、設例5-1, 5-2)

財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する場合の事例として、下記の事例も想定されるため、下記事例についても、基準15項及び設例5において、追加説明してはどうか。

- ・業績条件等の条件が付されているケース
- ・権利不行使により失効するケース

5. 自社株式オプションを対価として用いる場合に関して(基準24項)

「本会計基準では、このような場合を含め、取得の対価として自社の株式の交付に結び付き得る方法を…」という記述があるが、他にどのような場合があるかが想定しづらいため、「このような場合を含め、」の意味が必ずしも明確ではない。「本会計基準では、このような取得の対価として自社の株式の交付に結び付き得る方法を…」という表現のほうがよいと考える。

6. 「対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証」について(第27項)

「対価性の推定を覆すに足りるだけの明確な反証」について、適用指針で考え方を整理することをご検討いただきたい。もともと極めて稀なケースを想定していると考えるが、下記のような事例において、企業側が当該ケースに該当すると主張した場合に、その当否についての判断基準が必要になると考えるためである。

例えば、敵対的買収対策として従業員にストック・オプションを付与するという根拠に費用計上をしないことが考えられる。具体的には、会計基準の趣旨が曲解され、第31項の敵対的買収防止策としての利用は対価性のないことが容易に立証されるという記載から、上記のようなケースでは費用計上を行わないという解釈もありうる。安定株主として従業員を選定した場合はどのように考えるのか明示願いたい。

また、昨今のFテレビに対する某社の買収工作では、同社に買収されれば待遇が悪化するとの憶測から従業員は買収に好意的でなかったとの報道もあり、このような場合には、敵対的買収防止策として従業員にストック・オプションを付与することもありうると思うが、これは同時に労働サービスの取得にも該当すると思われ、第27項に関する考え方の整理が望まれる。

7. スtock・オプションが失効した場合の会計処理に関して（基準44項）

「新株予約権が行使されずに消滅した結果、その付与に伴う純資産の増加が…」という記述があるが、もともとストック・オプションの費用処理によってもその戻入れによっても、新株予約権は純資産として表示されることから、純資産の金額は増加も減少もしないので、「純資産の増加」という部分の意味が明確ではない。記述内容を修正すべきである。

また、最後に少数株主に関する記述があるが、ここで少数株主に帰属する部分について言及するのは唐突な感じがするので、削除したほうがよいと考える。

8. 複合的な条件変更に関して（基準60項）

「権利確定日の変更されれば、ストック・オプションの公正な評価単価を…」という記述があるが、権利確定日とストック・オプションの予想残存期間とは直接には連動しない。予想残存期間に直接に影響を及ぼすのは、権利行使期間である。従って、「権利確定日の変更されれば、それに伴って権利行使期間もあわせて変更されることが多く、その場合はストック・オプションの公正な評価単価を…」という表現にするほうが望ましいと考える。

9. 会計方針の変更について（基準第69項）

今回の会計基準の導入は、「会計基準の改正に伴う会計方針の採用又は変更」として、「会計方針の変更」に該当するのか否か、明示していただきたい。

また下記、各ケースの場合それぞれどうなるのか、追加説明していただきたい。

- 基準導入初年度に、会社法に基づくストック・オプションの付与が行われた場合
- 導入初年度は該当無く、次年度以降に付与が行われた場合
- 基準導入初年度に、既付与のストック・オプションの条件変更が行われた場合
- 導入初年度は該当無く、次年度以降に条件変更が行われた場合

【ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（案）】

10. 算定技法の種類に関して（指針2項、7項、37項）

算定技法の種類について、離散時間型モデルと連続時間型モデルの説明の順序が、項により異なっていてわかりづらい。できる限り統一することが望ましいと考える。

11. 算定技法の内容に関して（指針6項）

算定技法の具体的な計算例があるとよい。本会計基準・適用指針に対する利用者の理解を深めるために有用であると考え。

それが適切でない場合でも、(1)から(6)までの基礎数値のそれぞれが、ストック・オプションの公正な評価単価にどういう方向に影響するのかを説明することが必要であると考え。

12．株価変動性に関して（指針10項(2)、12項）

「概ね30月分以上」「少なくとも2年間」という記述があるが、その根拠を説明するとよいと考える。算定技法に対する理解が容易でないため、それから生じる抵抗感を少しでも減らすために有用である。

13．ストック・オプションと業務執行や労働サービスとの対応関係の認定に関して（指針17項）

権利確定日の判定として、「(1) 勤務条件が付されている場合には、権利確定日として定められた日」というのは、字句の繰り返しであり、意味が明確ではない。表現を、例えば「勤務条件が成就する日あるいは達成される日」とするべきである。

14．株価条件に関して（指針17項、18項、19項）

17項(3)は業績条件が付されているケースを想定していると考えられる。18項は株価条件が付されているケースを想定している。19項の、「また、」で始まる段落は、株価条件が付されているケースを想定していると考えられるが、「条件の達成に要する期間が固定的でなく(い)」という表現は、19項と17項(3)に出てきて、18項には出てこないため、これらの相互関係が明瞭ではない。株価条件が付されていても、本会計基準・適用指針の適用上は、それが無いものとして会計処理するように読めるが、そのような観点からも、これら3項の整理が必要であると考えられる。

15．権利不行使による失効に関して（指針21項）

「前期損益修正益にあたる」という記述があるが、基準44項の記述との整合性が必ずしも明瞭でないと思われる。なぜ前期損益修正益に該当するのか、より詳細な説明が必要であると考えられる。

16．未公開企業における取扱いに関して（指針23項）

(2)の「付与日における単位当たりの本源的価値又は公正な評価単価と、」という記述については、本源的価値又は公正な評価単価のうち、任意の一つではなく、当初付与時点で会計処理をするうえで選択したほうが、本項における比較の対象となるはずであるが、そのことが明瞭でないため、表現を改善するべきである。

17．開示に関して（指針第26項以降）

貸借対照表日後に、ストック・オプションの付与を決定した場合や、株式併合又は株式分割が行われた場合の取扱いについて、重要な後発事象として取り扱うかどうか、取り扱う場合、何を注記すればよいかを明らかにしてはどうか。

18．指針第27項(1)に関して

ストック・オプションの内容を注記する付与対象者の区分として「役員、従業員の別」となっているが、ストック・オプションの付与対象者は基準第2項(4)によれば「使用人、取締役、会計参与、監査役、執行役」を想定しているため、役員と従業員という区分のみの明示は不明瞭ではないか。

19．注記について（指針29項、30項、参考（注記例））

複数の契約を集約して記載する方法として、単価情報を加重平均値で記載するとされている。しかし、注記例にあるように、未行使分と未権利確定分を加重平均値した「未決

済残」は、財務諸表利用者にとって、わかりづらいのではないかと。かえって、主な契約の単価情報を開示し、その他については、未確定数、未行使数を示すにとどめる方がわかりやすく、情報価値も高いと考えるがどうか。

20．株式報酬費用の表示区分について（指針63～67項、設例2-2）

株式報酬費用の損益表示区分の取扱について明示すべきである。

株式報酬費用は、一時費用処理又は期間配分処理があり、又見積もりの修正等を行う場合がある。従業員報酬に準ずる処理と想定されるが、実務上混乱の生じない様に、費用の表示区分の考え方を明示すべきである。

また、親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の費用の計上区分（指針63～67項、設例2-2）について、それが子会社の報酬としては位置付けられていない場合、親会社の計上する人件費の計上区分を明確にされたい。連結財務諸表上は人件費として営業費用であると考えられるが、個別財務諸表上は、子会社投資の価値増大、あるいは子会社株式の売却による利益獲得を図るための費用であり、営業外費用等とする考え方もあり得る。連結・個別におけるそれぞれの計上区分を明示するとともに、必要に応じ連結修正についても明らかにしていただきたい。

21．子会社による親会社株式オプションの取得について（第65項、第66項）

会社法第135条では子会社が親会社株式を取得することは原則として禁止されている。従って、子会社が親会社株式オプションを取得することは、会社法でも認められないと考えるが、そうであるとすれば、第64項以外は削除した方が妥当と考える。

22．設例（注記例）に関して

株式公開を目指す未公開企業において、ストック・オプションを付与する割合は、公開企業に比べて相対的に高い。未公開企業が、ストック・オプションの公正な評価単価に代えて、単位当たりの本源的価値によった場合の注記例があると、実務の参考に有用と考えられるため、注記例の記載を検討したかどうか。

条件変更する場合の注記例の記載を検討したかどうか。

（ご参考まで）

設例3-2に関して

設例3-2のストック・オプションの説明に矛盾があるように思われる。において「X7年3月期の利益がX3/3期比120%と予想され、新株予約権が行使されると見込んでいる」と記載されている。X7年3月期の利益の結果を受けて行使が認められるのは、から、X7年7月からX8年6月までだと考えるが、において、新株予約権の行使期限はX7年6月までとされている。については、X8年6月の記載ミスではないかと思われるがどうか。

設例6-3に関して

(1)(3)(4)の記載において、単純な数字の記載ミスがあると思われる。

例えば(1)においては、(注)の分母の説明部分のX7年6月は、X6年6月ではないかと思われる。ご検討願いたい。

以上